

## 令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算不認定への対応

令和3年12月17日の香芝市議会第7回定例会で、令和2年度香芝市一般会計歳入歳出決算が不認定となりました。本市では不認定となった2つの理由に対して、以下の様に対応しましたので、地方自治法233条第7項の規定により公表いたします。

### 不認定の理由（1）

職員が時間外勤務を行った際の手当が適正に支払われていなかったこと及びそれに対する議会への説明が適切ではなかったため。

### 対応について

イ 令和元年9月から令和3年8月までの2年間における勤務の実態を調査し、所属長から職員に対して時間外勤務を行うよう指示された分の時間外勤務手当について、令和3年12月27日及び令和4年1月31日にそれぞれ支払いを行った。

ロ 所属長から職員に対して行われる時間外勤務の命令は、1時間単位で行うこととしているが、実際の勤務時間との差が生じた場合、当該勤務時間にすでに命令した時間外勤務の時間を修正する取扱いについて、所属長への周知徹底を怠っていたため、時間外勤務の命令は時間単位でしか行えないとの認識が常態化していた。そのため、時間外勤務の命令時間と実際の勤務時間との差が生じた場合における取扱いについて、改めて文書で所属長及び職員に周知するとともに、所管課において時間外勤務の指示に関する取扱いマニュアルを作成し、併せて周知した。

ハ 管理職を対象とした労務管理研修を行った。

### 不認定の理由（2）

地元対策事業のひとつである王寺町のごみ収集車の搬入経路となる道路整備に係る経費の負担が本市と王寺町の間で適正ではないこと及び香芝・王寺環境施設組合が処理すべきごみの焼却灰の運搬業務に関する経費を支出しているため。

### 対応について

イ 道路整備等に関する経費の負担については、王寺町が令和3年12月21日付けで地

方自治法第251条の2第1項の規定により、本市と王寺町の紛争の解決を奈良県に申請したことから、本市も協議が行われた際は適切な対応を行う。

ロ ごみの焼却灰の運搬業務については、令和4年11月1日から香芝・王寺環境施設組合において処理されることとなっているため、本市の当該運搬業務に関する委託契約の契約期間は、令和元年8月1日から令和4年10月31日までとしている。そのため、ごみの焼却灰の運搬業務に関する経費については、令和4年4月から同年10月までの7箇月分のみを令和4年度香芝市一般会計で予算化しており、令和4年11月からの運搬業務に関しては香芝・王寺環境事務組合で予算化している。